

ご挨拶



日頃より、会員・賛助会の皆様には会務運営にご協力いただき感謝を申し上げます。昨年より「新型コロナウイルス感染症」の影響で緊急事態宣言の発出等により自粛を余儀なくされ、業務も含め生活に影響を及ぼしています。まだまだ収束のめどが立たず悩ましいところです。会員・賛助会の皆様には十分な感染症対策を講じられ気を付けていただきたいと思えます。

その中で当協会の会務運営をしていかなければならず、ますます皆様のご協力が必要となります。何卒、格段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

公益社団法人千葉県建築士事務所協会として、令和元年(2019年)9月以降の台風等の被害に対する「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」の開催する「無料電話相談」に昨年の9月末に終了するまで参加していたところです。当協会として、県民の相談に応じられたことは、まさに「公益社団法人」の目的とするところでありました。ご協力いただいた皆様には大変感謝を申し上げます。

さて、これからの建築士事務所の経営も「新型コロナウイルス感染症」の影響を少なからず受けるものと思われそうですが、何とか工夫をして活路を見出していく必要があります。

国土交通省による木造建築物等に係る制限の合理化(耐火構造等とすべき木造建築物の対象の見直し)や戸建住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化(用途変更200㎡)等は建築士事務所の設計業務への後押しとなると思われそうです。

それと同時に、改正建築物省エネ法が令和3年4月1日より施行されるなどの設計業務も煩雑になる部分もありますから十分な知識を得るなどの方策をとる必要があります。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)によって、5年で約1.2万物件の空家等の除却等(うち代執行260件)が進んでおり、空家法に基づく助言・指導などの措置を実施する市区町村、措置件数も年々増えているそうです。建築士事務所として市区町村に協力していく機会も年々増加していくものと思われそうです。市区町村の対応については各支部において対応いただくこととなりますので、各支部会員の方々の益々の協力をお願い申し上げます。

繰り返すようで恐縮ですが、当面の間は「新型コロナウイルス感染症」について十分注意をしながらの業務や生活を強いられることとなります。当協会においても創意工夫をしながらできるだけだけの事業を行っていきたいと思えますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

公益社団法人 千葉県建築士事務所協会
副会長 山田 淳一